

裁判員制度10年

広島地裁リレーエッセー ②



裁判官と裁判員による評議のイメージ。議論の際、裁判官が難しい用語を解説し、論点などを話し合いながら進める。写真は大庭裁判官

広島地裁判事補 大庭直也

おおよば なおや 2017年1月、判事補任官(広島地裁)。福岡県出身。28歳。

議論でより良い結論に

模擬裁判と裁判員裁判

私が裁判官を志したきっかけの一つは、中学校2年生の公民の授業で、現役の裁判官を迎えて模擬裁判をしたことです。被害品や凶器などたくさんの証拠があるものの、被告人は無実を訴えている事件。被告人が犯人でない可能性は残っていないのか、徹底的に検討しました。

裁判に対するその頃の私のイメージは、1人で膨大な証拠に黙々と向き合い、その中に隠された唯一の真実を探求するというようなものでした。

ところで、私が中学生のときには、まだ裁判員制度は始まっていませんでした。私は今、刑事部で裁判員裁判を担当しています。その中で感じることは、1人で黙々とやるのではなく、皆で議論をしてこそ、より良い結論が出せるのではないかということです。そして、裁判員裁判によって、裁判自体がより分かりやすく、広く国民に開かれたものへと進化したという事です。

裁判に提出される証拠書類は、内容を絞り込み、読み上げてもら

って理解できるように分かりやすい文章で書かれています。証人の話も、例えば図面を活用するなど多くの工夫がされています。そして、裁判員裁判の最大の醍醐味だと感じるのは、評議(判決の結論を決めるための話し合い)の場で、裁判員の方々と議論をする中で、ご自身の経験に根ざした幅広い意見に触れられることです。

刑事事件と一口に言っても、家庭内の不和がきっかけとなる事件、被告人の精神障がい引き金となる事件など一つ一つに個性があります。被告人が犯行に及んだときの心の動きや、なぜ事件が防げなかったのか…。裁判員の方からは、はっと気づかされ、そして事件の核心にも迫るような意見をたくさんいただきます。

まさに裁判員の方々の多様な人生経験から得られた視点が、よりよい議論に結びついていると感じるときです。こうして人生の先輩方との共同作業にやりがいを見いだしながら、日々、仕事にあたりています。